



大浦小学校いじめ防止基本方針

- ①『いじめは人間として絶対に許されない』との認識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ②児童に対しては、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
 - 児童の豊かな情操や道徳心
 - 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互い人格を尊重し合える態度
- ③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

【めざす児童像】

- ◇心豊かな子ども（徳）本物の心力
- ◇学ぶ子ども（知）本物の学力
- ◇健やかな子ども（体）本物の体力

いじめ対策委員会

□「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。
 構成員・・・校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭
 ・各学年生活指導担当教員・該当学級担任・学校サポーター等から構成する。

専門家・外部関係者

- 学校評議員
- PTA
- スクールカウンセラー
- 学校ソーシャルワーカー

家庭・地域との連携

・学校行事・PTA行事・地域行事を通じて、情報交流がスムーズにできる環境を整え、家庭や地域との絆を深める。
 ・HPや学校だより等で学校の方針・対応について啓発を行う。

関係機関との連携

・関係機関との間で、日頃から定期的に学校を訪問いただく機会を設けて、可能なかぎり、情報を提供し、指導・助言をいただきながら、事案に対応する。

児童会

・児童会はいじめにかかわる議題を取り上げ、いじめ問題の未然防止運動をまきおこし、年間を通した課題に取り組ませる。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導担当へ報告

直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

※「学校教育相談の手引き」8～10ページ参照

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめられている子のサイン・家庭でのチェックリストポイント

◇いじめられている子のサイン	◇家庭でのチェックリスト
<input type="checkbox"/> 服が汚れ、傷やあざがないか <input type="checkbox"/> どこか元気がなく、おどおどしていないか <input type="checkbox"/> 教師と視線を合わせず、さけていないか <input type="checkbox"/> 集中力がなくなっていないか <input type="checkbox"/> 周りの子に異常に気をつかっていないか <input type="checkbox"/> 人の言いなりになっていないか <input type="checkbox"/> グループから、急にはなれていないか <input type="checkbox"/> 嫌なあだ名で、呼ばれていないか <input type="checkbox"/> だれもまわりに近寄ろうしていないか <input type="checkbox"/> 校納金を滞納することがふえていないか <input type="checkbox"/> 机やカバンの中が荒らされていないか <input type="checkbox"/> 持ち物がかくされてないか <input type="checkbox"/> 実名・あだ名で落書きされていないか <input type="checkbox"/> 顔写真・作品にいたすらをされていないか	<input type="checkbox"/> 服がふつうでない汚れ方がないか <input type="checkbox"/> 最近、服装が乱れていないか <input type="checkbox"/> 持ち物がよく壊されていないか <input type="checkbox"/> お金を急にねだるようになっていないか <input type="checkbox"/> 金品を勝手に持ち出していないか <input type="checkbox"/> いつも必要以上のお金を持っていないか <input type="checkbox"/> 急に学習意欲がなくなっていないか <input type="checkbox"/> 家庭学習の時、ぼんやりしていないか <input type="checkbox"/> 以前に比べて、感情の起伏が激しくないか <input type="checkbox"/> 起床が遅く、登校を嫌がらないか。 <input type="checkbox"/> 寝言を言ったり、うなされたりしないか <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもり、泣くことが多くないか <input type="checkbox"/> 友だちの話を最近しなくなっていないか <input type="checkbox"/> 不快な呼び名をされていないか

5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活動内容	月	活動内容
4月	①いじめ問題への基本的な考え方	10月	アンケート
5月		11月	
6月	アンケート・個人面談（全員）	12月	④2学期の取組の反省
7月	②1学期の取組の反省	1月	アンケート
8月	③関係児童・保護者への対応	2月	
9月		3月	⑤1年間の取組の反省

6 さまざまな相談機関

相談機関	電話番号	相談可能な時間
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00~20:50（月~金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00（毎日）
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00~17:00（月~金）
こども総合相談（子育て支援課）	095-822-8573 095-825-5624	8:45~17:30（月~金）

いじめ問題への取組

1 いじめの防止

◇いじめを起さない学校づくりに向け、以下のことに取り組む。

- ①校内体制の確立・・・全教職員で共通認識のもとで、校長を中心に一致協力する。
- ②教師の指導力の向上・・・「いじめ対策ハンドブック」などで指導力をみがく。
- ③児童への人権意識・生命尊重の態度育成・・・お互いを思いやり、生命を大切にする。
- ④道徳的実践力を培う道徳教育の充実・・・「つるのみなど第1集・2集」等を活用する。

2 いじめの早期発見

◇児童が示す変化や危険信号を見逃さないアンテナを常に高く保つ。

- ①教職員の観察や情報交換・・・「5H1W・気づき」を詳しくメモする。
- ②児童アンケート(学期1回)・個人面談・・・きめ細かな実態把握・児童理解に努める。
- ③校内教育相談体制・・・児童や保護者の悩みを積極的に受け止める。

3 いじめに対する措置

◇被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然として対応する。

- ①いじめの発見や相談を受けた時の対応・・・情報を得たらすぐに管理職員・生活指導主任に報告し、早期の段階からの確かな関わりを持つ。
- ②組織的な対応の実行・・・「いじめ対策委員会」で情報の共有化を迅速に図り、組織的に対応する。

4 重大事態発生時の取組

◇「長崎市いじめ防止基本方針」に則り、学校は長崎市教育委員会へ認知後に発生報告する。

〔重大事態の例〕 ○自殺を企てた ○重大傷害を負った ○金品等の被害を被った

○精神疾患を発症した ○不登校になった ○保護者から申し立てがあった

※「いじめ対策委員会」で事実関係を調査し、事後対応・再発防止にあたる。